

病院だより

市民病院管理課
☎43-2511(代表)

ボランティアが大活躍

ボランティアの力

車から降りる方、乗り込む方のお手伝い、車いすの清掃などをする受付ボランティアの皆さん、また、手術の際に使う衛生材料を縫製したり、切れ目を入れたり、小分けにしたりする中材ボランティアの皆さんなど、様々な分野で市民病院を支えてもっています。

「病院入り口で青色のエプロンをしている方」といえば、思い出される方も多いのではないのでしょうか。

受付ボランティアの皆さんには、それぞれ都合の良い日に活動いただいています。患者さんとは顔なじみにもなり、とても意思疎通が図られています。

ボランティアさんにインタビュー



受付ボランティア代表の村松秋義さん

患者さんからいただく「ありがとう」「お疲れ様」という言葉や温かい笑顔が私たちボランティアの大きな支えになっています。受付ボランティアの活動時間は、午前9時から11時30分までですが、「もう少し時間を延ばしてほしい」という声もたくさんいただいています。さらにボランティアの仲間が増えてくれることを期待しています。

患者さんの車

が見えれば「あの方は、車いすが必要だから」とすぐに車いすを準備して迎えます。



また、最近では、院内での患者さんの移動も手伝っていただくなど、活躍しています。

あなたも一緒に活動しませんか？

活動日 月・金曜日(祝日・年末年始は除く)

活動時間 午前9時～11時30分
☎管理課総務係 ☎432511

国保ガイド

国民健康保険税は8月に税額が決まります

税額は前年の所得によって決まります。国民健康保険(国保)の税額は、国保に加入している方の前年中の所得や資産、人数などにより算出しています。

納期は年9回です

国保税は、年9回に分けて納めていただきます。4月1日以降に加入した方は、第1・2期に納める平成19年度分の国保税はありません。第3期から納めてください。

【仮算定(第1・2期)】

第1・2期の税額は、平成18年中の総所得金額が確定しないため、平成18年度の国保税額を基に仮に算出しています。

【本算定(第3～9期)】

第3～9期の税額は、確定した平成18年中の総所得金額などを基に算出しています。

<納期限一覧>

期	納期限
第1期	5月1日(火)
第2期	7月2日(月)
第3期	8月31日(金)
第4期	10月1日(月)
第5期	10月31日(水)
第6期	11月30日(金)
第7期	12月25日(火)
第8期	平成20年1月31日(木)
第9期	平成20年2月29日(金)

月割りで計算します

年度の途中で国保に入った時や抜けた時は、月割りで計算します。

国保を抜けた場合は、国保に入っていた月数で税額を再計算し、納め過ぎている場合は国保税をお返しします。

納税義務者は世帯主です

国保税は、国保に入っている方がいる世帯の世帯主が納税義務者です。

世帯主が国保に入っていない場合でも、世帯主が納税義務者となります。

国保税の軽減制度があります

前年の所得が一定基準以下の世帯の方は、国保税の均等割、平等割の7割または、5割、2割を軽減する制度があります。平成18年中に収入がない方でも、確定申告や市県民税の申告をしないと国保税の軽減が受けられない場合があります。

国保は「一つのお財布」

国保は、加入している皆さんが同じお財布にお金(国保税)を出し合っており、病院にかかった時の医療費を負担する助け合いの制度です。お財布が赤字にならないよう、きちんと納めましょう。



市民課国保年金係 ☎443113 市民サービス課市民サービス係 ☎239212